

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

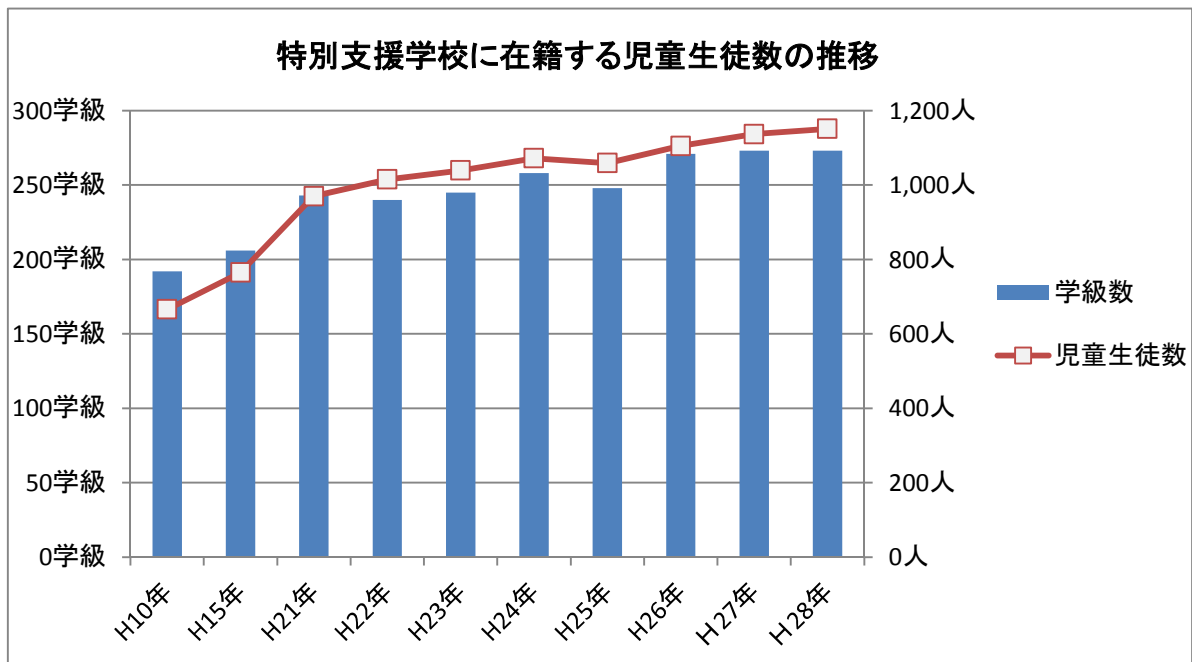
主な重点項目	状況
<p>(1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備</p> <p>(2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応</p>	<p>少子化に伴い、我が国の義務教育段階の子どもの数は毎年10万人ほど減少していますが、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年2万人ほど増加しています（この傾向は本市でも同様で、義務教育段階の子どもの数が毎年500～800人ほど減少しているのに対し、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年150～200人ほど増加しています）。</p> <p>本市では、特に知的障害のある子どもの在籍者数が増加の傾向にあり、知的障害を対象とする特別支援学校の過密化が課題となっています。また、子どもたちの障害の状態像や教育的ニーズの多様化についても顕著になってきているため、それらに対応できる体制づくりにも取り組む必要があります。</p> <p>平成28年4月の門司総合特別支援学校及び小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校については一定の改善に向けて動き始めたところです。</p> <p>しかし、西部地域にも上記と同様の課題があることに加えて、医療的ケアが必要な子どもの数が増えている西部地域の肢体不自由特別支援学校については、近隣の医療機関までの距離が離れているなど、緊急時の体制等について改善を求める意見もあります。</p> <p>また、特別支援学校以外の学校にも、知的障害あるいは自閉症・情緒障害のある子どもの在籍率は増加傾向にあることから、安全かつ円滑な学校生活を保証するためにも、計画的に施設・設備の整備を行うことが必要です。</p>

特別支援学校配置図(H28年4月)



【特別支援学校の在籍者数の推移】

	H10	H15	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
学級数	192	206	243	240	245	258	248	271	273	275
児童生徒数	666	765	970	1,015	1,039	1,072	1,059	1,105	1,137	1,152

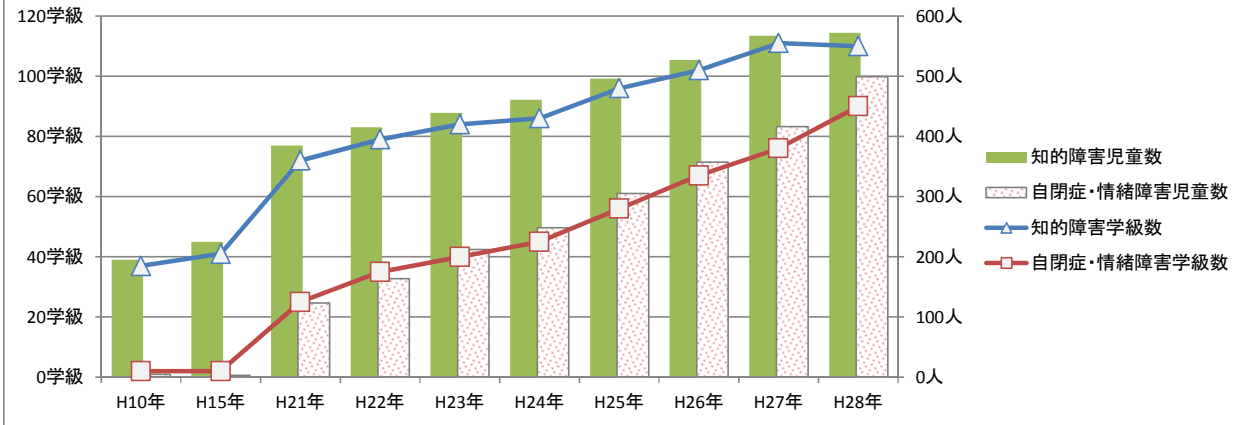


(教育委員会調べ)

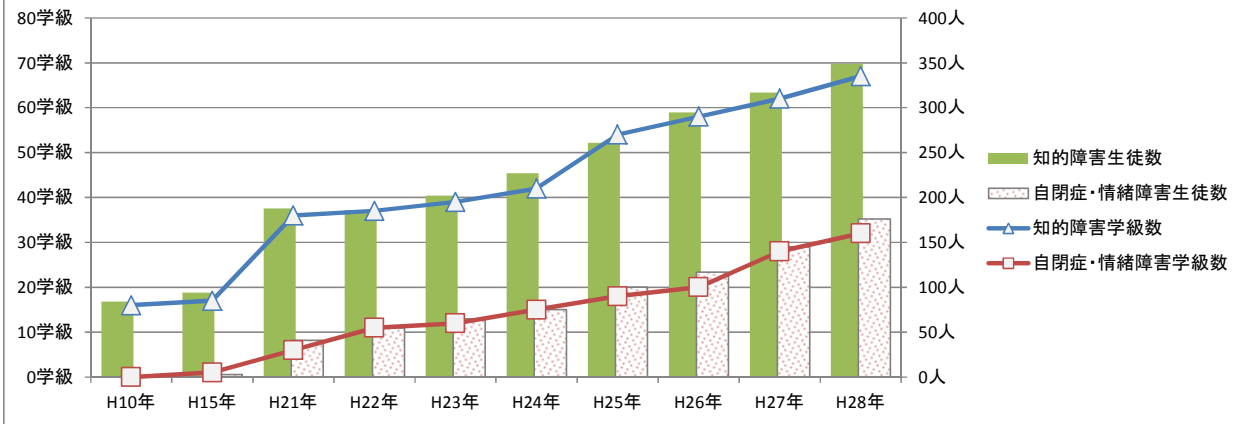
【障害のある児童生徒の増加等に伴う特別支援学校の課題（障害種別）】

学校名	課題
<p>小倉南特別支援学校 (知的障害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある児童生徒の増加傾向への対応 ・軽度知的障害のある高等部生徒への対応
<p>小倉北特別支援学校 (知的障害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある児童生徒の増加傾向への対応 ・軽度知的障害のある高等部生徒への対応 ・在籍者数の増加に伴う教室やスクールバス台数や駐車場の確保 ・運動能力のある知的障害のある子どもの運動量に適した運動場の整備（平成28年度の児童生徒数128人に対し、運動場の広さは約700㎡※） <p>※実際には約1,400㎡あるが、スクールバスの乗り入れにより、運動場としてのスペースが限られている。</p>
<p>門司総合特別支援学校 (知的障害、病弱（心身症等）)</p>	<p>(平成28年4月に開校)</p>
<p>小倉総合特別支援学校 (肢体不自由、病弱（慢性疾患等）)</p>	<p>(平成28年4月に開校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病弱の児童生徒受入れのための環境整備
<p>小池特別支援学校 (知的障害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある児童生徒の増加傾向への対応 ・隣接する小池学園の児童生徒を受け入れる場合、複数障害への対応 ・児童生徒数の増加に伴う教室やスクールバス台数、スクールバスターミナル用スペースの確保 ・知的障害のある児童生徒の運動量に適した運動場の整備（平成28年度の児童生徒数104人に対し、運動場の広さは約750㎡）
<p>八幡特別支援学校 (知的障害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある児童生徒の増加傾向への対応 ・軽度知的障害のある高等部生徒への対応 ・運動能力のある知的障害のある児童生徒の運動量に適した体育館の整備（平成28年度の児童生徒数165人に対し、体育館の広さは約400㎡）
<p>八幡西特別支援学校 (肢体不自由・病弱)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする重度・重複の児童生徒が増加しているが、学校から医療機関までの距離がある（緊急対応が必要な場合があるため、近いことが望ましい）。 ・病弱の児童生徒受入れのための環境整備 ・病弱特別支援学校における障害の状態像の変化への対応
<p>北九州中央高等学園 (知的障害)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒数の増加により、作業室等が過密化 ・知的障害特別支援学級の増加とともに、高等部進学を希望する生徒が増加していることへの対応

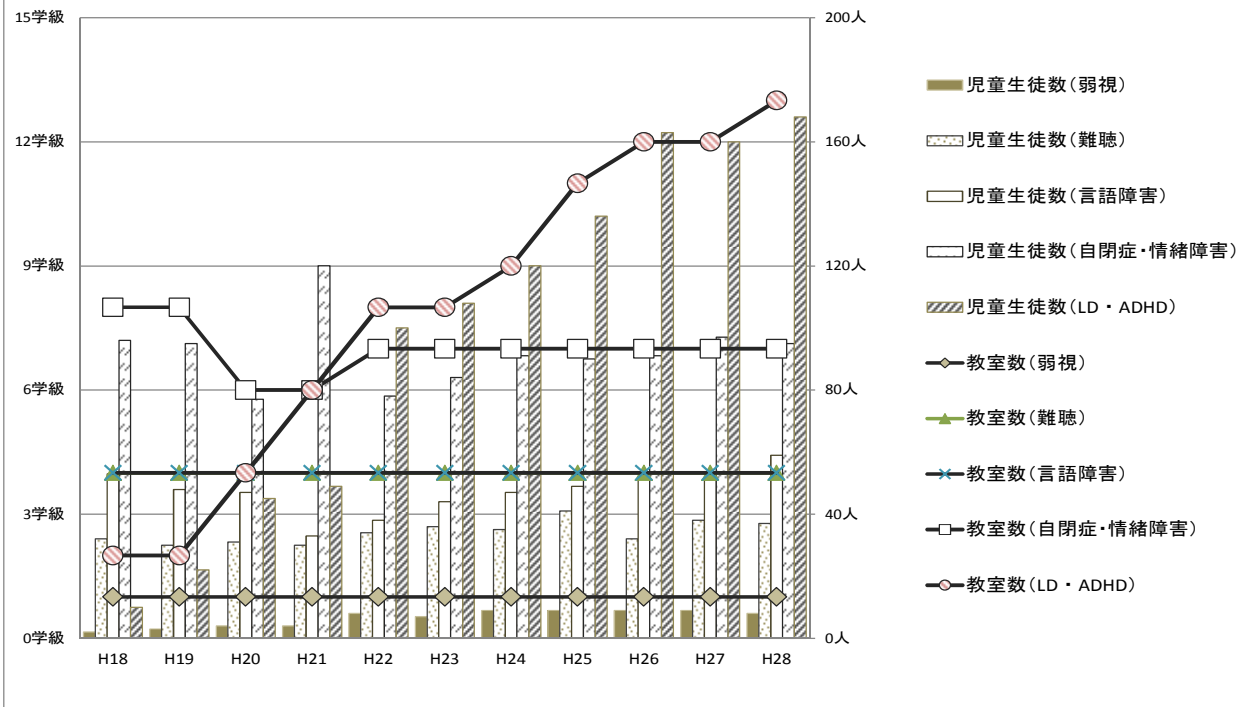
知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級の児童数の推移(小学校)



知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級の生徒数の推移(中学校)



通級指導教室の教室数及び児童生徒数の推移(小・中学校)



(教育委員会調べ)

<目指す方向性>

(1) - 1 : 施設・設備面の整備

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導あるいは通常の学級での学習環境については、文部科学省から示されている「学校施設整備指針」等も踏まえて、引き続き整備を図っていきます。

また、学校は教育を行う施設であると同時に、選挙時には投票所、災害時には避難所など、地域生活に直結した様々な役割を果たす場でもあることから、学校施設の改修等の際などには、建物の構造的に可能な範囲で、その学校で学ぶ子どもたちはもちろん、市民も安全かつ快適に利用できる学校施設・設備の整備に努めます。

<具体例>

- ・ 学校新設時等のバリアフリー対策（エレベーターの設置など）
- ・ スロープや階段手すりの設置

(1) - 2 : 教育環境の整備

教育的ニーズがある子どもたちへの支援に当たり、ICT機器等の支援ツールの活用が有効である場合があります。子どもの実態や状況、時代の流れ等に応じた教育環境の整備について引き続き取り組んでいきます。

(2) - 1 : 特別支援学級の設置

① 知的障害のある子どもたちが公共交通機関を利用して他校に通学することが困難である状況等を踏まえ、知的障害特別支援学級の設置を計画的に進めていきます。

② 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する子どもたちは、知的な遅れがないことから、自立活動以外の学習は通常の学級の教育課程に基づいて行っています。

計画的な設置を進めていくものの、自校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置や他校の特別支援学級に通うことが難しい場合には、教職員による手厚い支援や支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用により十分に配慮するようにします。

将来の自立した社会生活に向けたコミュニケーション能力の育成や社会で生活する上でのマナーやルール等に関する指導・支援を充実させることにより、子どもたちが日常生活や学校生活の中で感じる不安や悩みの解消につなげます。

(2) - 2 : 通級指導教室の設置

通級指導教室の設置についても計画的に進め、子どもたちが学習・生活の場面で感じる不安や悩みの解消に結び付けていきます。

(2) - 3 : 特別支援学校の再編整備

- ① 特別支援学校の再編整備を検討する際には、新築・移転、現学校の空き教室や学校の統合等によって使われなくなる校舎等の有効活用など、子どもたちが通学しやすく、学びやすく、快適な特別支援学校の整備に努めます。

- ② 西部地域の特別支援学校の環境整備は、東部地域の再編整備によって得られた効果等も十分に生かした形で検討を行います。
その際には、知的障害特別支援学校の大規模化の解消や病弱特別支援学校の障害の状態像の変化に対応するための総合化も視野に入れながら、余裕教室の確保、通学のしやすさ、医療機関との連携の取りやすさなどを十分に考慮します。